

令和2年三木町農業委員会
8月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

令和2年度三木町農業委員会
8月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和2年8月21日
(会議時間) 14:40～16:40
(開催場所) 三木町農村環境改善センター 農事研修室
(議題) 別紙のとおり

出席委員数18名

1番 松田 隆雄	11番 高重 浩二
2番 香西 茂知 (欠席)	12番 白井 敏雄
3番 古市 哲	13番 吉原 博
4番 藤澤 勇一	14番 中川 詰郎
5番 鎌倉 茂雄	15番 横山 良秀
6番 溝渕 常雄	16番 岡田 久
7番 川田 正憲	17番 鎌倉 守
8番 鈴木 勤	18番 溝渕 廣明 (会長職務代理者)
9番 小川 正則	19番 高尾 壽一 (会長)
10番 鎌倉 博之	

(事務局)

1. 脇和彦主幹兼課長補佐
2. 小倉恵理副主幹
3. 谷洋司主任主事
4. 谷井直人主事
5. 森岡隆一係長

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

(4) その他

事務局

それでは、8月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等24件と農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。また本日は、農業経営改善計画認定申請につきましてもご審議いただけたらと存じます。本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、松田委員と古市委員をお願いいたします。それでは高尾会長よろしくをお願いします。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が5件と報告案件が2件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告と農業経営改善計画認定申請についてです。皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井戸字檜木 1筆 482㎡
地目：田1筆
譲渡理由：その他
譲受理由：その他
権利：使用貸借権設定
排水管理設用地482㎡のうち5.47㎡

番号2 申請地：井戸字檜木 9筆 5,621㎡
地目：田9筆
譲渡理由：贈与
譲受理由：受贈
権利：所有権移転贈与

番号1について説明します。

番号1については、5条申請番号12において住宅用地の併用地になります。新築する住宅の排水管理設用地になります。

番号2については、高齢となった祖父から孫への贈与になります。下限面積等も問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの補足説明をお願いします。

事務局

地元委員が欠席のため事務局より説明します。

番号1につきましては、5条申請で分家住宅を建てる際に排水の経路を確保するために、東側にある農地に排水管を埋設する予定部分を使用貸借権設定するものになります。

番号2につきましては、譲渡人と譲受人は、祖父から孫の関係になります。譲渡人は高齢のため相続人となる譲受人に贈与を行うものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

3番委員

番号1についてですが、3条申請は農地の売買や貸し借りをする申請ではないのですか。そのように先日に行われてた会で説明を受けたと思います。今回の場合、農地として貸し借りをするというわけではないですよね。これを3条申請とする理由は何ですか。

事務局

3条申請の案件のほとんどが貸し借りや売買ですが、地役権を設定する場合も3条申請にあたります。農地として利用するには影響はありませんが、他者所有の農地の地下を使用するため、農地法に謳われている手続きとなります。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字鍋淵 1筆 320㎡
地目：畑1筆

現況：宅地1筆
目的：宅地拡張
併用地：宅地 360.52㎡
造成時期：昭和45年頃から

番号2 申請地：鹿庭字氷下所 1筆 793㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：太陽光発電設備
併用地：宅地 991.73㎡

番号3 申請地：井戸字高木 1筆 413㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：宅地拡張
併用地：宅地 333.14㎡
造成時期：平成12年頃から

番号4 申請地：井戸字西土居 1筆 132㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：宅地拡張
併用地：宅地 264.34㎡
造成時期：昭和52年頃から

番号1について説明します。

番号1は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

番号4は無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、

その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字深谷 3筆 2, 465㎡
地目：畑3筆
現況：畑3筆
目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：池戸字深谷 3筆 1, 284㎡
地目：畑3筆
現況：畑3筆
目的：太陽光発電設備
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地405. 17㎡

番号3 申請地：池戸字鍋淵 2筆 316㎡
地目：畑2筆
現況：雑種地2筆
目的：住宅平屋建 1棟 104. 75㎡
権利の種類：使用貸借権設定
造成時期：平成30年頃から

番号4 申請地：池戸字香蓮寺 1筆 390㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅平屋建 1棟 123. 78㎡
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：宅地41. 88㎡

番号5 申請地：井上字西山田 1筆 370㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅平屋建 1棟 117. 76㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号6 申請地：氷上字南氷谷原 2筆 206㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：進入路

権利の種類：使用貸借権設定

令和2年11月30日まで一時転用

併用地：雑種地2, 010㎡

農道17㎡

番号7 申請地：氷上字南氷谷原 4筆 2, 010㎡

地目：田4筆

現況：田4筆

目的：太陽光発電設備

権利の種類：所有権移転売買

併用地：農道17㎡

進入路206㎡

番号8 申請地：氷上字宮下 1筆 115㎡

地目：畑1筆

現況：畑1筆

目的：神社倉庫 1棟 45.36㎡

権利の種類：所有権移転売買

番号9 申請地：上高岡字山大寺 3筆 533㎡

地目：田3筆

現況：田3筆

目的：駐車場用地

権利の種類：所有権移転売買

併用地：宅地5, 448.58㎡

番号10 申請地：上高岡字西山 1筆 158㎡

地目：田1筆

現況：田1筆

目的：住宅2階建 1棟 65㎡

権利の種類：使用貸借権設定

併用地：宅地40㎡

番号11 申請地：上高岡字三条 1筆 1, 330㎡

地目：田1筆

現況：田1筆

目的：太陽光発電設備

権利の種類：賃借権設定

併用地：宅地170㎡

- 番号12 申請地：井戸字檜木 1筆 275㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅2階建 1棟 69.56㎡
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：排水管理設用地5.47㎡
- 番号13 申請地：井戸字西土居 1筆 66㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：宅地拡張
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地330.34㎡
造成時期：昭和52年2月頃から
- 番号14 申請地：井戸字熊田 2筆 61.71㎡
地目：畑2筆
現況：畑2筆
目的：公衆便所 1棟 27.07㎡
権利の種類：所有権移転売買
- 番号15 申請地：井戸字中井戸 5筆 463㎡
地目：田1筆、畑4筆
現況：宅地3筆、雑種地2筆
目的：作業場及び車両置場用地
権利の種類：賃借権設定
併用地：宅地297.51㎡
造成時期：平成5年頃から
- 番号16 申請地：井戸字二条 1筆 462㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：事務所併用住宅平屋建 1棟 115.93㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されていました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号6について説明します。

当該申請につきましては、一時転用するものです。太陽光発電設備を設置するための進入路として、令和2年11月30日まで一時転用するものです。

番号7について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号8について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号9について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号10について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号11について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号12について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補

補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号13について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号14について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号15について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号16について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号11について補足説明をいたします。

隣接者の方から隣接関係者同意書の撤回の文書が提出されております。経緯ですが、文書の提出者は申請地に接している農地の耕作者になります。8月7日の農地転用の現地調査時において、隣接農地の耕作者から、何かできるのかと尋ねられ、太陽光発電設備が設置されると答えたところ、この場所にはビニールハウスが建つと聞いており、太陽光をすることは聞いていないと話されておりましたので、事務局としては、両方で確認するように伝えました。数日後、隣接者の方が、同意書を見せてほしいと来られ、確認のためお見せしました。すると、署名捺印をした記憶がないとのことで、譲受人に確認したところ、しっかりもらいましたということでした。なお、隣接者の方は記憶にないということで話しは平行線となっています。昨日、県担当者とも協議したところ、今回の申請が2000㎡以上ではないため、提出された同意書は添付資料として必要ない書類であるとのことでしたので、事務局の対応として、譲受人に提出されている同意書の撤回をお願いしています。審査処理自体には、提出された同意書は、本来無いものですので、申請された転用内容については、許可相当と認められるものであると判断しております。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っておりますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

1番委員

それでは、現地調査の報告を行います。8月分の農地法関連の申請について去る、令和2年8月7日(金)の午後1時から4条申請1件、5条申請16件につきまして、高尾会長、溝渕会長職務

代理者、香西委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1、3、4です。また5条申請 番号3、13、15です。これらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員からの説明をお願いします。

4条申請番号1は、私が担当です。場所は新しい幼稚園から東に行ったところあたりですが、既に親の代から造成されており、5条申請を行う際に発覚したため是正するものです。

16番委員

4条申請番号2については、太陽光をするのに特に問題はないと思います。

事務局

地元委員が欠席のため事務局より説明します。

4条申請番号3については、平成12年頃に既存住宅が手狭になり、車庫を増設したもので、今回発覚したため是正するものです。

4条申請番号4については、昭和52年頃に増改築を行っておりました。今回、無断で転用したことが分かり是正するものです。

会長

5条申請番号1については、ソーラー発電をする譲受人に売買するものです。

5条申請番号2については、隣で同じ譲受人がソーラーをしておりまして、その譲受人に売買するものです。

5条申請番号3については、4条申請番号1で無断の是正をする件と関連しておりまして、5条申請で子どもが家を建てるということです。

5条申請番号4については、譲渡人の息子さんが隣に家を建てるということです。

5条申請番号5については、譲渡人の娘婿が家を建てるということです。

14番委員

5条申請番号6と番号7については、番号7で太陽光を、番号6は、太陽光を設置するまでの間の設置のための進入路となっています。周辺の方々も反対はしていないということで、問題ないと思います。

8番委員

5条申請番号8については、譲渡人が持っている農地を売買して、倉庫を建てるということです。

5番委員

5条申請番号9については、老人福祉施設の駐車場用地として売買するもので問題ないと思います。

5条申請番号10については、子どもが家を建てるということで問題ないと思います。

5条申請番号11については、親の土地を借りて太陽光をしたいということで申請されたのですが、譲受人と隣接耕作者との話しが違っているなので、私としてもどうしたものかと。皆様に相談して考えていけたらと思います。

事務局

地元委員が欠席のため事務局より説明します。

5条申請番号12については、3条申請に関連しており、子どもが家を建てるもので、特に問題ないと思います。

5条申請番号13については、譲受人が譲渡人の土地に誤って宅地拡張していたことが発覚し是正するもので、特に問題ないと思います。

5条申請番号14については、神社のトイレが老朽化したため、新たに建て直すものです。

5条申請番号15については、譲渡人は大規模農家であったのですが、諸般の事情で農業経営をやめました。譲受人の事業拡大のため、譲渡人との間で話がまとまり賃借権を設定するものです。

5条申請番号16については、譲受人は譲渡人の娘婿になります。譲受人は居住地で事業を行っており、事務所として、また子どもの成長とともに手狭になってきたことから、事務所併用住宅を建てるものです。

会長

ありがとうございました。それでは、5条申請番号11以外について、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認いたします。続きまして、5条申請番号11を除いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認いたします。続きまして、5条申請番号11についてですが、申請が提出されてから、隣の人との意思疎通ができていなかったということですが、これについて、質問ありますか。

4番委員

書類が出てきていますが、太陽光発電をする位置が説明の時と違うという話しですね。その中で、例えば1000㎡を超えているでしょ、隣接同意は2000㎡以上なら同意が必要ということになっていますね。それに関連して、現場で場所が違うと言って反対しているわけですね。1000㎡を超えた超えないかの隣接同意と、説明と違う方法で位置づけしているという嘘を言われたという、そういう論点なのでしょうけど。そこらあたりは会長どうしますか。過去にも太陽光発電で2000㎡未満であっても隣接同意の話しは関係者としては重要ですから、この辺がどうしますか。嘘を言って説明していることについて、もう一つは1000㎡を超えると土地開発条例がありますので、そっちの方にも当然。この方は、土地開発条例に基づく話ではなく、あくまで農地転用の話しできているのですか。

事務局

土地開発条例に関しては、添付されている隣接関係者の同意書につきましては、農地転用にだされている同じ書類がだされています。

4番委員

農地転用の関係と土地開発の2つが関連してくるのです。転用については、2000㎡以上でなければ同意がいるというわけではありませんが。土地開発については、土木建設課になると思いますが、ここでいう嘘を言われて、場所が変わったということに対して、農業委員会として、会長どうしていきますか。

会長

農業委員会の事務処理基準では隣接同意までは、この件については、必要としていない。だから、それを撤回することによって、農業委員会がダメですということは言えないんです。

4番委員

だけど、これ完全に太陽光発電の位置が変わってしまっているんですよね、当時の説明に対して。

事務局

ただ、譲受人はきちんと説明したと言っており、双方の意見が食い違っている状態になっています。

4 番委員

だから、会長、どうしますか。普通我々農業委員会として話しが違うというところに踏み込んでいけないですね。

会長

申請は農業委員会を通していきますが、法的なもの以外のトラブルは過去にもありましたが、あくまでも地元での話ということであると思いますが。

1 3 番委員

こちらの資料に譲受人が太陽光はあきらめるとの連絡を隣接者の方にしたとなっているのですが、これは本当ですか。そうすると、この申請そのものが無くなるのではないですか。

事務局

隣接者の方はそのように話していますが、譲受人は申請したいということです。

1 6 番委員

それであれば、農業委員会が管理する問題ではないと思います。

4 番委員

おっしゃるように申請を出すまでの話しですからね。地元の話しですからきちんと話をしてもらわないと。今日の会議で許可相当とするのは難しいのではないですか。

会長

県の事務処理要領に照らし合わせても別に我々が躊躇する必要はないのですが。本人が出してきている以上は。書類に不備がない以上通すという立場ではいますが。

8 番委員

これは今結論を出すべきではないのではないですか。出てきたからといって結論を出さないといけないわけではないと思います。

会長

そう考えて事務局の方が本人に時間をとってもらって1か月先でどうだろうかと打診したようですが、それに対して、譲受人は隣接耕作者といくら話をしても一緒だから出す、という返事であったようです。

1 3 番委員

問題なのは、この文書は有効なんですか。法的に回答しないといけないかどうかです。

会長

法的には有効ではないです。理由、この施設を作ってそれが原因で、いわゆる隣の農地に影響を与えるというような根拠性があれば有効になってくるが、この文書の中にはそのような文面が一つもないので。そういう意味では、農地法の根拠はありません。

13番委員

回答しないといけないかどうかです。

会長

回答については、事務局が随時しているようです。電話連絡ではどこまでしているのですか。

事務局

隣接農地関係者同意書について、撤回しますというものを受けまして、不必要な書類になりますので、提出者である譲受人に撤回してもらうよう連絡する予定になっております。転用許可しないよう取り計らいお願いしますというニュアンスではありますが、許可自体は県がするものになるので、同意書が本来無いものではあるので。

4番委員

農業委員会としては、先程言いましたように、面積が2000㎡以上でなければ、隣接農地関係者同意書の添付は必要ないということになっていますよね。ということは、地元の内部の調整しかないですね。

13番委員

そういう内容を隣接耕作者に通知する必要があるのではないですか。農業委員会の誠意として。申請自体は、先ほど言った県の承認があつてはじめてなるかならないかが決まります。農業委員会として出せる回答はこれだけです、というのでいいのではないですか。

会長

具体的に言うと、一月延長してその間で地元の調整も含めて調整すべきではないか、というご意見ということによろしいですか。

16番委員

そうですね。地元で調整していただいて、そのうえですということ。

会長

それでは、決を取りたいと思います。一月延ばして調整してもらう期間をもちましようということですね今日のこの席では保留するということに賛成の方の挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

保留に決まりました。
古市委員、何かありますか。

3番委員

農業委員会として、保留することに法的根拠があるのかどうかなんですが。後から、譲受人から遅れたために損害が出たということも考えておかないといけないのかなあと、老婆心ながら考えておりました。

会長

放置しとけばそんな問題があるのだけど。

3番委員

吉原委員がおっしゃったですけど、隣接耕作者から出された文書が法的に有効かどうかは、少々疑義がありますが、これをもってそこまで踏み込んでいくべきなのかなあと、ちょっと引かかるころではあります。あと、藤澤委員が言ったように、町の土地開発には絡まないのですか。

事務局

絡みます。

3番委員

そちらの許可はどうなるのですか。

事務局

同時進行しております。

会長

よろしいですか。賛成多数で、保留することになりました。続きまして、議案第4号、非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明願について

番号1 申請地：鹿庭字出作 30㎡
地目：田
目的：道路

番号2 申請地：井戸字二条 93㎡
地目：田
目的：道路

番号1について説明します。

番号1については、昭和30年頃から道路として利用しており、今回申請されたものです。

番号2について説明します。

番号2については、平成4年年頃から道路として利用しており、今回申請されたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

4番委員

地目は、公衆用道路とするのですか。個人の土地でもここう州用道路として登記できるので、公衆用道路として指導してくれますか。

事務局

どちらも、公衆用道路として利用されています。

会長

他にありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が10件、再設定が3件、転貸9件で合計23件になります。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について

番号1 申請地：鹿庭 1,983 m²
地 目：田
解 約 日：令和2年7月31日
解 約 理 由：その他

番号2 申請地：氷上 1,912 m²
地 目：田
解 約 日：令和2年7月1日
解 約 理 由：転用のため

番号3 申請地：上高岡 4815.56 m²
地 目：田
解 約 日：令和2年8月1日
解 約 理 由：本人耕作

番号4 申請地：上高岡 4815.56 m²
地 目：田
解 約 日：令和2年8月1日
解 約 理 由：本人耕作

番号1について、残存小作を解約して、機構を通じて新たな担い手に貸し付ける予定です。

番号2について、転用のため解約します。

番号3、4について、本人耕作のため、機構を通じて貸し借りをしていることから、機構と出し手、機構と担い手で解約をするものです。

続きまして、報告第2号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：井戸 3, 338㎡
地 目：田
解 約 日：令和2年6月16日
解 約 理 由：贈与のため

番号1について、3条申請番号2の案件になります。贈与のため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、報告案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、農業経営改善計画認定申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日は、農業経営改善計画認定申請についてありがとうございます。この認定申請につきましては、認定農業者制度に基づくものであります。認定農業者制度は農業者が農業経営強化促進基本構想に示された農業経営の関連付けて、自ら創意工夫に基づき経営改善を進める計画を市町村に提出し、これらの認定を受けた農業者に対し、重点的に支援措置を講じようとするものでございます。今回の申請につきましては、令和2年8月3日に計画の作成相談会を実施いたしました。当日は認定申請者ご自身の意思による5年後の目標である経営改善計画を基に、香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、三木町農業経営基盤強化促進基本構想との整合性を図りながら、農業経営改善計画を作成したものでございます。早速ではありますが、本題に入りたいと

思います。お手元にお配りしております資料をご覧ください。

(資料読み上げ)

こちら1経営体の更新の申請となっております。三木町農業改善計画認定要領第5条の第2項に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと思います。どなたも農業経営に意欲的な方でありました。どうぞよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和2年8月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____